

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会の議事の公開について（案）

令和 4 年 7 月 1 5 日

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会決定

文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事の公開に 関しては、次のとおり取り扱うものとする。

（議事の公開）

1. 検討会の議事については、次の（１）及び（２）の場合を除き、公開するものとする。
 - （１）検討会座長及び副座長の決定その他人事に係る案件
 - （２）審議の円滑な実施に影響が生じるものとして検討会において非公開とすることが適当であると認める案件

（会議の傍聴）

2. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化財第一課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
3. 2. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、分科会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
4. 登録傍聴人は、3. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、分科会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事録の公開）

5. 議事録は公開とする。ただし、第 1 項（１）及び（２）に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、第 1 項（２）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

6. 会議資料は公開とする。ただし、第 1 項（１）及び（２）に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

（その他）

7. 上記に掲げるもののほか、検討会の議事の公開について必要な事項は、検討会で決定するものとする。